

Q 34

スマートフォンやインターネット上のトラブルに
あっている子どもがいる。

スマートフォン等を使用し、SNS やインターネット上に仲間内だけのつもりで不適切な書込みをしたり、個人情報を掲載したりしてしまう子どもがいます。

A1 迅速に相談窓口につなぐとともに、協働して子どもに対応しましょう。

近年はSNSや無料通話アプリ等の利用による人権侵害事象が増えています。例えば、SNS等を介して子どもが性的な被害にあったり、子どもの画像や個人情報等が流出・拡散したりする事件が起きています。

不適切な書込みや個人情報の掲載によるトラブルが起きた場合、早急に校内の相談窓口担当者と連携を取り、情報提供者本人や関係児童生徒から直接聞き取りを行い、保護者の協力も得ながら、拡散防止に努めましょう。

また、誹謗中傷等の書込みや流出した個人情報などは、書込み等をした本人や掲示板等の管理者に「削除依頼」等を行います。基本的に依頼は、権利を侵害された本人や保護者が行うことが望ましいのですが、被害者本人や保護者からの委任状を添付することで、学校や教育委員会が代わって行うこともできます。ただし、「削除依頼」をしたからといって、必ず削除してくれるものとは限りません。対応で困った場合は、所管の教育委員会や、必要に応じて警察などの関係機関に相談をしてください。

学校においては情報モラル教育等を通じてしっかりと校内の相談窓口を周知するとともに、子どもたちの様子に変化はないか、すべての教職員がアンテナを高くして定期的に観察できる体制をつくっておくことが必要です。こうした見守り体制はいじめ防止にも必要ですが、ネットいじめは被害者と加害者の立場が頻繁に入れ替わるケースもあり、早期に問題を把握することは容易ではありません。したがって、子どもたちの日頃の人間関係をしっかりと把握し、教職員との信頼関係を築いておくことで速やかに相談窓口につなげましょう。

また相談員には、ICTに関する基本的な知識や法知識に加えてメンタルケアの技能も求められます。養護教諭やスクールカウンセラーも含め組織的な相談体制をつくっておきましょう。

※ SNSとは…ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略で、社会的ネットワークをインターネット上で構築するサービスのこと。代表的なサービスは、X(旧:Twitter)、Instagram、Facebook などがある。

※ 無料通話アプリとは…登録者どうしが無料で通話や個人あるいはグループでのメールや画像のやり取りができるサービスのこと。代表的なものに、LINE、Skype などがある。

A2 情報モラル教育・メディアリテラシー教育を充実させましょう。

まず人権尊重の観点から加害生徒を指導、啓発することが必要です。また、こうした事象の未然防止の取り組みを計画的に進めることも喫緊の課題です。

情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方や態度を養い、多くの情報の中からその正誤を判断した上で、自分に必要な情報を取捨選択し、活用する力を育てていくことが学校現場に求められています。スマートフォン等やインターネットをめぐるいじめの、加害者にも被害者にもならないために、基本的な知識やスキルを子どもたちが身に付けることが重要です。

A3 保護者との連携が大切です。

スマートフォン等を子どもたちが使用する場合は学校外が中心です。教職員よりも保護者の方が子どもたちのスマートフォン等の使用状況を把握しやすい場合もあります。たとえば、子どもがスマートフォン等の着信音を急に鳴らさなくなったことに保護者が気付いたのが契機となって、いじめの被害に遭っていたことが発覚するケースもあります。保護者へのアンケートや説明会、通知文等によりスマートフォン等の利用に伴う諸問題について啓発する機会をつくりましょう。犯罪の被害者、加害者になる恐れに加えて、スマートフォン等依存の問題についても保護者に理解を求める必要があります。

A4 外部機関との連携が必要な場合もあります。

問題の事象が校内の子どもたちの人間関係の中で起きており、加害と被害の事実関係が明瞭に把握できる場合など、学校だけで対応できる事象もありますが、場合によっては、教育委員会と連携し、法的対応も必要になります。悪質な人権侵害に遭っている場合は警察に被害届を出したり、告訴したりする必要があります。法務局の人権擁護部の各支局でも問題のある書込みの削除申請をプロバイダーに対して行ってくれます。外部機関に協力を求める場合は、教職員が子どもや保護者に同行するなど、円滑な対応に努めましょう。

A5 職員研修で事例研究を行い、組織的に対応できる体制を整えましょう。

SNSが全世界に発信されるメディアであることを十分に認識しないまま、仲間内でのみ情報をやり取りしているような感覚で、子どもたちがそれらを使用している実態が問題になっています。タレント等の有名人を攻撃したり、自分たちが飲酒、喫煙している写真を掲載したり、差別的表現を書込んだりしたケース等が報告されています。

また、2ちゃんねる等のサイトの書込みには、特定のマイノリティや国・地域等に対する偏見やマイナスイメージを広めようとする性質のものもあります。子どもたちが、氾濫する情報の真偽を見極め、適正な情報を取捨選択できる力を育てていくことが重要な課題です。教職員間にも情報技術を十分に使いこなせる人とそうでない人がいます。校内で組織的にスマートフォン等やインターネットに係る諸問題に対応できる体制を整えるとともに、それらへの対応策についてすべての教職員が認識を共有できるよう、職員研修が必要です。また、教職員自身もスマートフォン等やインターネットに係るマナーを振り返る機会を設けましょう。

〈ポイント〉

子どもから最初に相談を受けた教職員は、校内の相談窓口担当者と連携して解決までその子どもに寄り添う姿勢を保ちましょう。ネットの問題には詳しくなくとも担当者任せにすることなく、子どもの気持ちを受けとめ、担当者と協働して対応しましょう。

★CHECK①★

「情報モラル指導資料」(大阪府教育委員会 平成 19〔2007〕年 3 月)

https://www.pref.osaka.lg.jp/oi180040/kotogakko/kakusyu/moral_informe.html

指導資料と関係法令からなるA4判、149 ページの資料で、情報モラルに関する 16 項目は、情報社会の「光」と「影」、ネットワークの技術的解説、授業を行う際に参考になる学習指導案の各4ページで構成されています。

★CHECK②★

①「携帯・ネット上のいじめ等への対処方法プログラム」(大阪府教育委員会 平成 21〔2009〕年3月)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o180080/jidoseitoshien/ijime/nettoijimetaisyohouh.html>

②「携帯・ネット上のいじめ等への対処方法プログラム 追加資料」(大阪府教育委員会 令和6〔2024〕年 11 月更新)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o180080/jidoseitoshien/ijime/nettoijimetaisyohouh.html>

児童生徒を携帯・ネット上のいじめの被害者にも加害者にもしないことと携帯・ネットを適切に使えることを目的に 12 の対処方法を掲げています。また、スマートフォンの普及等による新たな課題に対応するための追加資料を作成しました。

★CHECK③★

①「安全で安心な学校づくり人権教育COMPASS」シリーズ(大阪府教育センター)

「携帯・ネットに関わる問題」では、携帯の長所や短所について KJ 法で意見を出し合うグループワークの指導案や保護者への啓発文、ケータイ・ネットに関わるトラブルとその対応、「ケータイがもめごとの種にならないために」、「あなたならどうしますか？」等を掲載しています。

②「人権教育リーフレット」シリーズ (大阪府教育センター)

https://www.osaka-c.ed.jp/matters/humanrights_files/leaflet/page.html

ネット上の人権侵害事象を紹介し、学校・保護者の役割についてまとめています。

★CHECK④★

「大阪の子どもを守るサイバーネットワーク」

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o180080/jidoseitoshien/saiba-nettowaku/index.html>

インターネットを利用したいじめや有害サイトへのアクセスによる犯罪被害など、児童生徒が被害者にも加害者にもなるといった事案が顕在化してきています。このため、事案の未然防止や早期解決を図ることを目的として、大阪府教育委員会、市町村教育委員会、大阪府警察本部及び関係機関等が連携した「大阪の子どもを守るサイバーネットワーク」を構築しました。

以下の◆は内容を説明したもの、◎は本文を引用したものです。

文部科学省「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/024/report/08041404.htm

◆ 「発達段階に即した人権教育の指導方法」において、以下のとおり述べられている。

◎ 小学校1～3学年: 情報機器を扱い始める年齢が早まってきている状況も踏まえ、情報モラルの基礎を培うための指導を行うことも必要となる。

小学校4～6学年: 書き言葉による不特定多数とのコミュニケーションに興味・関心を寄せ始める時期でもあることから、情報モラル教育の充実を図り、インターネットによる人権侵害等の課題について、理解の促進を図ることが重要となる。

中学校・高等学校: パソコンや携帯電話等の機器を個人で所有し、操作知識に習熟した者も多くなることから、インターネットによる人権侵害等の加害者・被害者とならないための判断力を身に付けさせるよう、情報モラル教育の一層の充実を図ることも重要である。〔第二章―第2節―3. ―(4)―【参考】〕

文部科学省「人権教育を取り巻く諸情勢について～人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕策定以降の補足資料」(文部科学省 令和6〔2024〕年3月改訂)

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/128/report_00006.htm

◆ 「人権教育をめぐる社会情勢」における「国内の個別的な人権課題の主な動向」の1つとして、「インターネット上の誹謗中傷への対応」が取り上げられており、インターネットとの正しい関わり方については、新学習指導要領に盛り込まれている情報モラル教育に加え、人権教育の中でも取り上げていくことが必要であると記されている。〔Ⅱ―2. ―(2)―⑦〕